

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	修正申請の要否	対応状況
1	2号機PCV内部調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>V章 本文 添付2, 添付3, 添付7(新規記載)</li> </ul>	<p>H30.7.25</p> <p>R2.9.9</p>	<p>廃炉発官30 第139号</p> <p>廃炉発官R2 第95号</p>	と重複	<p>要(否)</p> <p>○7/30面談実施し、以下のコメントを頂いており、9/10の面談にて回答済み。                      ・PCV内部調査に用いる設備の耐震性を説明すること。                      ・アームの実機投入に際し、事業者としてどのような検証や管理を実施し、現場に適用するのか説明すること。                      ○9/9に修正申請                      ○9/3,9/10面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。                      ・2号機でのAWJ作業中のモニタリングの監視方法について説明すること。                      ・作業ステップの変更に伴う閉じ込め機能の確保について説明すること。                      ○9/17面談予定</p> <p>【経緯】                      &lt;2018&gt;                      ○7/25に変更認可申請、初回面談実施。1号機と同様のコメントをいただいております、9/13に面談にて回答。                      ○下記コメントについて、9/27面談にて回答。                      ・2重シール部の構造と漏えい有無の確認方法を示すこと。原子炉建屋エリアのダストについて、局排要否の判断基準を示すこと。                      ○10/3に面談実施。下記コメントをいただいております、10/18に面談にて回答。                      ・局所排風機の吸い口をどこに置か、各作業ステップの特徴から主旨を説明すること。パウンドリ損傷検知の手法について(2重Oリング間の圧力監視、ダスト監視)、使い分けの思想を説明すること。                      &lt;2019&gt;                      ○1/18に修正および面談実施。                      ○1/18面談にて下記コメントをいただいております、1/30の面談にて回答。一部未回答の内容について2/15に面談にて回答。                      ・工事中断を判断するダスト濃度基準。調査終了後のパウンドリ・設備をどういった形で残すのか。                      ○4/3に下記コメントをいただいております、4/18の面談にて回答。                      ・面談資料「著しい漏えいがないこと」について、「漏えいがないこと」との違いを定量的に説明すること。                      ・パウンドリ機能について、説明すること。各部屋との接続について、設計の詳細を説明すること。窒素加圧と空気置換について、使用気体を使い分けしている考え方を説明すること。                      ・今回の調査の目的と調査事項について、その詳細を説明すること。                      ・内部調査時の窒素封入について、その目的や封入量など、その詳細を説明すること。                      ・被ばく低減対策については、1号機の内部調査の申請の説明にならない、説明すること。                      ○1号と同様に被ばく評価の見直しを実施中。別途修正を提出予定。                      ○4/18の面談にて下記コメントをいただいております、4/19に回答。                      ・ベDESTAL内複数箇所にてガンマ線量率を測定し、堆積物表面のガンマ線量率を評価すること。                      ○4/26に下記コメントをいただいております、5/22の面談にて回答。                      ・γ線の測定のため、どんな測定器を使用するのか、どの箇所を測定するのか説明すること。                      ○5/22、6/25の面談にて下記コメントをいただいております、8/28の面談にて回答。                      ・少量サンプリングをどこから、どのようなものを採取するのか説明すること。                      ・パウンドリが機能しなくなった時の対応策について説明すること。                      ○線量評価の対応状況について、8/28の面談にて説明。                      ○3/26の面談にて、『AWJによるダスト飛散に係るデータ拡充試験の状況』を説明。                      ○6/18に面談を実施。                      ○線量評価について、評価の取り纏めを完了。</p>	
2	3号機 変形燃料用輸送容器の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>II章 2.11 本文 添付2-1-2, 添付2-2-1, 添付2-2-2</li> <li>別冊7</li> <li>別冊集目次</li> </ul>	<p>R1.8.20</p> <p>R2.9.15</p>	<p>廃炉発官R1 第77号</p> <p>廃炉発官R2 第119号</p>	No.7 と重複	<p>要(否)</p> <p>○9/15に修正申請。                      ○9/15に面談実施し、コメントを頂いていない状況。</p> <p>【経緯】                      ○8/20に変更認可申請及び面談を実施。                      ○8/20の面談にて下記コメントをいただいております、9/5の面談にて回答。                      ・7体又は2体の輸送キャスクにした根拠を説明すること。これまでの許認可範囲、これからの審査・認可される範囲を明確にすること。                      ○9/5の面談にて下記コメントをいただいております、10/10の面談にて回答。                      ・共用プールから3号機までの一連の作業をフロー等で示すこと。ハンドルの変形が大きい燃料について燃料形状を維持していると考えられる根拠を示すこと。                      ○10/24の面談にて、除熱・遮へいの評価について説明。                      ○11/21の面談にて、構造強度・密封性について一部説明。                      ○次回面談にて、引き続き構造強度・密封性について説明予定。                      ⇒12/6の面談にて説明。                      ○1/14面談にて、以下のコメントを回答                      実施計画の確認項目を踏まえた使用前検査の実施内容に関して、説明すること。                      ○これまで頂いたコメントへの対応事項を整理し、2/27に面談にて説明を行い、以下のコメントを頂いており、6/12の面談にて回答。                      ・輸送容器の一次蓋ボルトのトルク管理について、説明すること。除熱評価の上限温度について、根拠を説明すること。                      ○3/9、3/25に以下のコメントを頂いており、3/30、6/12の面談にて、回答。                      ・安全評価条件において、破損燃料の評価にも関わらず、健全燃料を用いて評価しているのか説明すること。本申請における破損燃料の定義を整理し、説明すること。                      ○3/16に以下のコメントを頂いており、6/12の面談にて回答。                      ・輸送容器に入れる破損燃料の状態を記載すること。安全評価の結果が破損燃料を考慮しても妥当であることを説明して頂きたい。                      ○6/12に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/26に面談を実施し、回答済み。                      ・一般的な損傷燃料の定義を参考に、3号機の破損燃料の定義を説明すること。                      ○7/16面談を実施し、コメントは頂いていない状況。</p>	

<p>3 減容処理設備の設置</p>	<p>・目次 ・II章 1.8 本文 2.46(新規記載) 本文、添付1～12 ・III章 第1編 附則 添付1 添付2 ・第2編 附則 添付2 添付2-1 ・第3編 2.1.3 2.2.2 2.2.4</p>	<p>R1.12.2</p>	<p>廃炉発官R1 第149号</p>	<p>No.4.10.12  No.4.5.6.9.10.11.13.14  No.4.5.9.10.11  No.4.9.12.15  と重複</p>	<p>要・否</p>	<p>○8/6面談にて下記コメントをいただいております、9/3の面談にて回答。 ・異常時に建屋外に放射性物質が飛散していないことを確認できるようにすること。 ・ダストモニタに有意な変動があった場合に対応できるようにすること。 ○9/3面談を実施し、現在コメントは頂いていない状況。 ○9/16補正申請、9/17面談予定。  【経緯】 ○12/2に変更認可申請及び面談を実施。 ○12/13に面談を実施しており、コメントについてその場で回答。 ○12/2、12/19に下記コメントをいただいております、12/25の面談にて回答。 ・差圧異常高と低の基準と設定根拠について示すこと。 ・排気の濃度測定について管理基準値について示すこと。 ・減容処置設備による減容率50%について算出根拠を示すこと。 ・受け入れるガレキの表面線量率平均1mSv/hをどのように担保するのか示すこと。 ・空調設備等の電源系統の維持について、冗長性を持たせるのか、持たせない場合はその理由について説明すること。 ○12/25の面談にて、以下のコメントを頂いており、1/30の面談にて回答。 ・建屋バウンダリとして耐震クラスCとしているが、空調もバウンダリとなると思う。どの範囲まで耐震Cクラスとしているのか、説明すること。 ○1/30の面談にて、以下のコメントを頂いており、3/9に面談にて回答を行ったが、再検討することとなり、6/15の面談にて回答。 ・受入廃棄物の条件(平均表面線量1mSv/h以下)は、耐震クラスを決めることに関係してくるので、実施計画に記載することも含め検討すること。 ・ベータ線の高い廃棄物の扱いについて、整理し説明すること。 ○6/15の面談にて以下のコメントを頂いており、7/13の面談にて回答。 ・大型金属処理室での作業内容について、詳細に説明すること。 ○7/13の面談にて以下のコメントを頂いており、8/6の面談にて回答。 ・電源の全停によるダスト飛散することを防止するため、排風機設置などの対策の検討を行って頂きたい。</p>
<p>4 除染装置スラッジ移送装置の設置</p>	<p>・目次 ・II章 2.5 本文 添付3 2.7 添付2、添付3 2.47(新規記載) 本文、添付1～4 ・III章 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2</p>	<p>R1.12.24</p>	<p>廃炉発官R1 第171号</p>	<p>No.3.9.11  No.8.16 No.8  No.3.5.6.7.9.10.11.13.14  No.3.5.9.10.11  No.3.9.12.15  と重複</p>	<p>要・否 【コメント反映】 【既認可反映】(原 規規発第2002199 号、2005271号、 20070804号、 2008037号)</p>	<p>○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいております、1/28に面談にて下線部について、回答。 ・線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 ・運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 ・海外調達品の品質確保について、説明すること。 ○1/28の面談にて下記コメントを頂いている状況。 ・検査の考え方について、説明すること。 ○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。  【経緯】 -</p>
<p>5 実施計画III章第1・2編の第2条に関する変更</p>	<p>・III章 第1編 附則 別添(新規記載) 第2編 附則 別添(新規記載)</p>	<p>R2.3.30</p>	<p>廃炉発官R1 第171号</p>	<p>No.3.4.6.9.10.11.13.14  No.3.4.9.10.11  と重複</p>	<p>要・否 【コメント反映】 【既認可反映】 (原規規発第 2008037号)</p>	<p>○8/26の規制委員会に附議され、以下のコメントを頂いており、9/17にKK審査会合で回答予定。 ・『安全上重要な事項をその決定プロセスを含めタイムリーに公表する』ことを保安規定に追記すること。 ○9/23に規制委員会附議予定。  【経緯】 ○3/30変更認可申請。4/21の審査会合にて、以下のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 ・社長はその役割を果たすだけでなく、結果に責任を負うことが明記されていない。認可するには保安規定条文中にその点の明記が必要。 ○5/28規制委員会に附議され、6/2の審査会合にて規制委員会のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 ・7項目を遵守することを明確にすること。 ・リスクに対する体制と業務フローを明確にすること。 ○7/9のKKの審査会合にて、以下のコメントを頂いており、8/20の審査会合にて回答済、審査会合でコメントは頂いていない状況。 ・「原子力事業者としての基本姿勢」について、社長回答文書と当日の意見交換における議論を守るということを明文化すること。 ・基本姿勢を品質保証の中で履行することを条文中に明文化すること。</p>
<p>6 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 輸送貯蔵兼用キャスクB増設 (その2)</p>	<p>・II章 2.13 本文、添付1、添付6 添付11 ・III章 第1編 附則 別冊8</p>	<p>R2.4.16 R2.7.6</p>	<p>廃炉発官R2 第14号 廃炉発官R2 第75号</p>	<p>No.3.4.5.9.10.11.13.14  と重複</p>	<p>要・否 【コメント反映】 【既認可反映】 (原規規発第 2008037号)</p>	<p>○8/28に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。  【経緯】 ○4/16変更認可申請。4/17面談実施し、以下のコメントを頂いており、6/2の面談にて回答。 ・全体のスケジュールを具体的に示すこと。 ・エリアモニタなど計測器の仕様の考え方を説明すること。 ○7/6補正申請し、コメントは頂いていない状況。</p>



12	大型廃棄物保管庫への使用済吸着培架台他設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>II章 2.45 本文 添付7 添付13</li> <li>III章 第3編 2.2.2</li> </ul>	R2.7.22	廃炉発官R2 第79号	No.3,4,9,15 と重複	要・否	<p>○7/22変更認可申請及び面談を実施し、以下のコメントを頂いており9/8の面談にて回答したが、再度説明することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・架台の構造図、接続方法等を示し、解析モデルの妥当性を説明すること。</li> <li>・耐震性評価に用いている応答スペクトルの設定方法を示し、妥当性を説明すること。</li> </ul> <p>○9/8の面談にて以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・架台の構造図について、基礎固定部及び鋼材接続方法について説明すること。</li> </ul> <p>【経緯】 -</p>
13	1F運転上の制限に係る実施計画III章第1編の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>III章 第1編 附則</li> </ul>	R2.8.11	廃炉発官R2 第97号	No.3,4,5,6,9,10,11,14 と重複	要・否	<p>○8/11変更認可申請を実施。8/12,8/27に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 -</p>
14	当直体制の見直しに伴う実施計画変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>III章 第1編 附則</li> <li>III章 第3編 1.2</li> </ul>	R2.8.18	廃炉発官R2 第99号	No.3,4,5,6,9,10,11,13 と重複	要・否	<p>○8/18変更認可申請を実施。8/28に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/9面談にて回答したが再度説明することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当直体制を見直す目的とその妥当性について具体的に説明すること。</li> </ul> <p>○9/9の面談にて以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当性について、より詳細に説明すること。</li> </ul> <p>【経緯】 -</p>
15	5/6号機サブドレン設備設置メタルクラッド開閉装置における地絡しゃ断導入に伴う変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>II章 2.7 本文 添付6</li> <li>II章 2.35 本文 添付1 添付15</li> <li>III章 第3編 2.2.2</li> </ul>	R2.8.19	廃炉発官R2 第100号	No.3,4,9,12 と重複	要・否	<p>○8/19変更認可申請を実施。8/20に面談を実施し、コメントを頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 -</p>
16	3号機 原子炉建屋滞留水移送ポンプ設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>II章 2.5 本文 添付1 添付16</li> <li>2.6 本文 添付1</li> <li>III章 第3編 1.7</li> </ul>	R2.8.27	廃炉発官R2 第105号	No.4,8 と重複	要・否	<p>○8/27変更認可申請を実施。8/31,9/4,9/10に面談を実施し、現在はコメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 -</p>
17	放射性固体廃棄物発生量予測の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>III章 第3編 2.1</li> </ul>	R2.9.3	廃炉発官R2 第106号	と重複	<ul style="list-style-type: none"> <li>要・否</li> <li>【コメント反映】</li> </ul>	<p>○9/3変更認可申請を実施。9/9に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。</p> <p>○補正準備中</p> <p>【経緯】 -</p>

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期	備考
①	3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)	・ II 章2.11	R2.9	<p>【概要】 3号機使用済燃料プール内の破損燃料の取り扱い方法について実施計画記載の変更。</p> <p>「共用プールにおける使用済燃料収納缶(大)の取り扱い」、「1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去」と合わせて申請する予定。</p>
②	共用プールにおける使用済燃料収納缶(大)の取り扱い	・ II 章2.12	R2.9	<p>【概要】 共用プールで天井クレーンを用いて使用済燃料収納缶(大)に入れた使用済燃料を取り扱うため、遮へい水深の確保方法に関する変更。</p> <p>「3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)」、「1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去」と合わせて申請する予定。</p>
③	1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去	・ II 章2.11	R2.9	<p>【概要】 1号機燃料取出のためのヤード整備にあたり、1号機脇に設置されている液体窒素貯留と廃液サージタンク撤去を実施。</p> <p>「3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)」、「1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去」と合わせて申請する予定。</p>
④	多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置	・ II 章2.16.5(新規) ・ III 章第1編 ・ III 章第2編 ・ III 章2.1.3 ・ III 章2.2.2	R2.9	<p>【概要】 多核種除去設備(ALPS)及び増設多核種除去設備(増設ALPS)で発生したスラリー(HICで保管中)を安定化(脱水)処理するための設備を設置する。</p>
⑤	セシウム吸着塔一時保管施設に関する変更	・ II 章2.5 ・ III 章2.2.2	R2.10	<p>【概要】 セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)について、高性能容器(HIC)の保管容量の更なる確保のため、現状未使用のKURION等64基分のボックスカルバートをHIC格納用ボックスカルバートへ変更する。</p>
⑥	放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更	・ III 章第1編	R2.10	<p>【概要】 第1棟の運用開始に伴い、現行の実施計画の管理対象区域及び管理区域を変更する。</p> <p>申請中の「放射性固体廃棄物発生量予測の更新」に反映して申請する予定。</p>
⑦	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	・ III 章第1編	R2.10	<p>【概要】 床面以下に貯留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画III章の変更。</p>
⑧	3号機原子炉格納容器取水設備設置工事	確認中	R2.11	<p>【概要】 3号機原子炉建屋と廃棄物処理建屋へPCV水位低下設備(ポンプ、弁、配管)を設置し、サブプレッションチェンバ(S/C)の耐震性向上策として段階的なPCV水位低下を計画するもの。</p>
⑨	作業環境改善に伴う防護装備の運用変更	・ III 章第3編 3.1	R2.11	<p>【概要】 発電所で働く作業員の負担軽減や廃棄物の低減の観点から、防護装備に関する実施計画の変更を行う。</p>





現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

【重複箇所のある案件】

優先度:高

No.16 3号機 原子炉建屋滞留水移送ポンプ設置  
II章2.5

No.10 放射性廃棄物処置設備の運転を行う協力従業員への教育明確化に伴う保安措置の変更  
III章第1編、III章第2編

No.6 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備輸送貯蔵兼用キャスクB増設 (その2)  
III章第1編

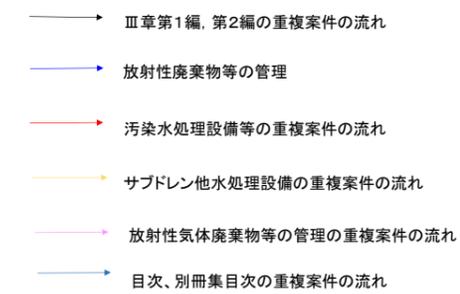
No.8 高性能多核種除去設備使用済吸着塔他の再利用  
目次、II章2.5、III章第1編、III章第2編、III章第3編2.2.2

No.3 減容処理設備の設置  
目次、III章第1編、III章第2編、III章第3編2.2.2、2.2.4

No.14 当直体制の見直しに伴う実施計画変更  
III章第1編

No.12 大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台設置  
III章第3編2.2.2

No.13 1F運転上の制限に係る実施計画変更  
III章第1編



【重複箇所のない案件】

No.2 3号機 変形燃料用輸送容器の追加

No.7 1号機原子炉格納容器ガス管理設備凝縮配管空調取替工事他

No.1 2号機PCV内部調査について

【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1~4号機の工程
	2 リスク評価	1.2	5-6号機の工程
II 特定原子力施設の設計、設備	1 設計、設備について考慮する事項	2.1	リスク評価の考え方
		2.2	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価
II 特定原子力施設の設計、設備	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画	2.3	特定原子力施設における主なリスク
		2.4	特定原子力施設の今後のリスク低減対策
		1.1	原子炉室の監視
		1.2	機器熱の除去
		1.3	原子炉格納施設雰囲気監視等
		1.4	不活性雰囲気維持
		1.5	燃料取出し及び取り出し燃料の適切な貯蔵・管理
		1.6	電源の確保
		1.7	電源喪失に対する設計上の考慮
		1.8	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
		1.9	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
		1.10	放射性気体廃棄物の処理・管理
		1.11	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
		1.12	作業員の被ばく経路の管理等
		1.13	緊急時対策
		1.14	設計上の考慮
		2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備
		2.2	原子炉格納容器内遮断器設置
		2.3	使用済燃料プール設備
		2.4	原子炉圧力容器・格納容器への海水注入設備
		2.5	汚染水処理設備等
		2.6	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋
		2.7	電気系統設備
		2.8	原子炉格納容器ガス管理設備
		2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器
		2.10	放射性固体廃棄物等の管理施設
		2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備
		2.12	使用済燃料共用プール設備
		2.13	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備
		2.14	監視室・制御室
		2.15	放射線管理関係設備等
		2.16.1	多核種除去設備
		2.16.2	増設多核種除去設備
		2.16.3	高性能多核種除去設備
		2.16.4	高性能多核種除去設備検証試験装置
		2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(固体廃棄物焼却設備)
		2.18	5-6号機に関する共通事項
		2.19	5-6号機 原子炉圧力容器
		2.20	5-6号機 原子炉格納施設
		2.21	5-6号機 制御棒及び制御棒駆動系
		2.22	5-6号機 蒸留熱除去系
		2.23	5-6号機 非常用炉心冷却系
		2.24	5-6号機 復水補給水系
		2.25	5-6号機 原子炉冷却材浄化系
		2.26	5-6号機 原子炉廃液処理機系
		2.27	5-6号機 密閉プール冷却浄化系
		2.28	5-6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備
		2.29	5-6号機 非常用ガス処理系
		2.30	5-6号機 中央制御室換気系
		2.31	5-6号機 構内用輸送装置
		2.32	5-6号機 電源系統設備
		2.33	5-6号機 放射性液体廃棄物処理系
		2.34	5-6号機 計測制御設備
		2.35	サブドレン他水処理施設
		2.36	雨水処理設備等
		2.37	セシウム・ストロンチウム除去装置等
		2.38	RQ濃縮水処理設備
		2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等
		2.40	放水浄化設備
		2.41	放射性物質分析・研究施設 第1棟
		2.42	大型機器検査設備
		2.43	油処理装置
		2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設固体廃棄物焼却設備)
		2.45	大型廃棄物保管庫

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉に係る保安措置	
	第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)		5号炉及び6号炉に係る保安措置	
	第3編(保安に係る補足説明)	1 運転管理に係る補足説明	1.1	監視点検の考え方
			1.2	火災への対応
		1.3	地震及び津波への対応	
		1.4	豪雨、台風、竜巻への対応	
	1.5	5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について		
	1.6	安全確保等の運転責任者について		
	1.7	1~4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について		
	1.8	地下水ドレンの運転管理について		
	2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明	2.1	放射性廃棄物等の管理	
	3 放射線管理に係る補足説明	2.2	線量評価	
	4 保守管理に係る補足説明	3.1	放射線防護及び管理	
		4.1	保全計画策定の考え方	
		4.2	5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について	
IV 特定核燃料物質の防護			特定核燃料物質の防護	
V 燃料デブリの取出し・廃炉			燃料デブリの取出し・廃炉	
VI 実施計画の実施に関する理解促進			実施計画の実施に関する理解促進	
VII 実施計画に係る検査の受検			実施計画に係る検査の受検	
別冊		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		10		
		11		
		12		
		13		
		14		
		15		
		16		
		17		
		18		
		19		
		20		
		21		
		22		
		23		
		24		

# 実施計画Ⅲ第1,2編の管理対象区域図等及び附則の記載に関する対応方針について

(2020年9月16日)

東京電力ホールディングス (株) **TEPCO**

## 【経緯】

- ✓ 『1～4号機周辺防護施設整備工事に伴う管理対象区域他の変更』（8月3日認可）の認可を頂くにあたり、『大型廃棄物保管庫設置』（5月27日変更認可）の認可内容の反映（Ⅲ特定原子力施設の保安第1, 2編の管理対象区域図等の反映）の手続きが必要であったが、その手続きがされないまま認可を頂いた。
- ✓ これにより、管理対象区域図等から大型廃棄物保管庫に関する内容が削除された状態となったため、再度、反映が必要である状況。
- ✓ 上記の反映に向けて、当社の対応方針は下記の通り。

- ✓ 大型廃棄物保管庫の図面を反映する案件は、Ⅲ特定原子力施設の保安第1編または第2編を変更している、『使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 輸送貯蔵兼用キャスクB増設』又は『放射性廃棄物処理設備の運転を行う協力企業従業員への保安教育内容明確化に伴う保安措置の変更』のいずれかとする。
- ✓ 円滑な申請手続きの観点から、この2件のうち、認可処分が後半となる案件に対し、大型廃棄物保管庫の図面を反映する。
- ✓ 大型廃棄物保管庫の図面の反映にあたり、附則の記載方法については、通常の申請方法と異なるが、5月27日変更認可における附則の内容を反映する形としたい。（次頁参照）

## 【参考】大型廃棄物保管庫認可内容の反映状況

大型廃棄物保管庫の変更箇所	1～4号機周辺防護施設整備工事に伴う管理対象区域他の変更の変更箇所	大型廃棄物保管庫認可の内容
第1編・第2編 第5条 (保安に関する職務)	—	反映されている
第1編 第40条(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理)	—	反映されている
第1編 第42条の2(放射性気体廃棄物の管理)	—	反映されている
第1編・第2編 附則	第1編・第2編 附則	削除されている
第1編・第2編 添付1(管理区域図)全体図(p1, 2)	第1編・第2編 添付1(管理区域図)全体図(p1, 2)	削除されている※
第1編・第2編 添付1(管理区域図)建屋平面図(p136)	—	反映されている※
第1編・第2編 添付2(管理対象区域図)全体図(p1)	第1編・第2編 添付2(管理対象区域図)全体図(p1)	削除されている※
—	第1編・第2編 添付2(管理対象区域図)免震重要棟1階他(p2)	—
第1編・第2編 添付2(管理対象区域図)建屋平面図(p16)	—	削除されている※

※：添付1(管理区域図)については数枚毎に分割し管理しているため大型廃棄物保管庫認可の内容について反映・未反映の箇所がある。

添付2(管理対象区域図)については図面枚数が少ないことから、全ページを1つのファイルで管理

# 実施計画Ⅲ第1,2編附則の記載内容の比較



既認可 (1～4号機周辺防護施設整備工事に伴う管理対象区域の変更)	当社の方針で対応した場合の記載	通常の申請した場合の記載
<p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和2年8月13日から施行する。</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和2年8月13日から施行する。</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和2年8月13日から施行する。</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 2. 第5条、第40条、第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の大型廃棄物保管庫の管理区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>

✓ 通常の申請で行った場合、大型廃棄物保管庫(5月27日認可)で認可頂いた附則の内容と不整合は発生するため、当社対応方針で対応させて頂きたい。

赤字部：大型廃棄物保管庫での附則内容

下線部：『1～4号機周辺防護施設整備工事に伴う管理対象区域他の変更』の認可において、『大型廃棄物保管庫』の認可内容が削除されている箇所

## 【参考】大型廃棄物保管庫(5月27日認可) の附則内容

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

この規定は、令和2年6月5日から施行する。

2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3. 第57条の図57、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

（以下省略）

2020年9月16日（水）  
東京電力ホールディングス株式会社

特定原子力施設監視・評価検討会 第84回会合の議題に関するご相談

第84回会合の議題候補（案）

- （1） 多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置について
- （2） 長期保守管理計画の策定について
- （3） 建屋滞留水処理等の進捗状況について
  - ① 3号機サプレッションチェンバ内放水の水抜きに向けた検討状況について
  - ② 汚染水発生抑制対策の進捗及び検討状況について
  - ③ 建屋毎の地下水流入量及び雨水流入量について
- （4） 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出し進捗状況について
- （5） 原子炉注水停止試験結果について
- （6） 放射性物質分析・研究施設第2棟設置について
- （7） 1／2号機非常用ガス処理系配管について

以 上